

新潟市デジタルドリル及びデジタルテスト 教育系クラウドサービス

導入業務にかかる委託業者選定プロポーザル実施要領

この要領は、新潟市立の小学校及び中学校・中等教育学校前期課程の児童生徒が使用するデジタルドリル及びデジタルテストの教育系クラウドサービスを導入するにあたり、より効果的なサービスを提供できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に關し、必要な事項を定めるものである。

1 概要

- (1) 事業名 新潟市デジタルA I ドリル整備事業
- (2) 目的 本市における学校・家庭・教育委員会をつなぐ学習基盤として、デジタルドリル及びデジタルテストを一体的に活用できる学習支援サービスを導入すること
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 「新潟市デジタルドリル及びデジタルテスト 教育系クラウドサービス導入業務委託仕様書」のとおり
- (5) 提案内容 別紙1 提案依頼事項 のとおり
- (6) 選定方法 参加事業者による提案内容などを踏まえ、9（1）記載の選定委員会により選定を行う。詳細は、「9 選定に関する事項」を参照のこと。

2 予算上限額

60,000,000円（上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む）

※予算上限額は令和8年度当初予算案に計上した金額であり、市議会の議決を経たものではない。そのため、本プロポーザルの参加希望者は、令和8年度の当初予算が案どおりに議決されなかった場合には、契約にかかる手続きを変更または中止する場合があり得ること、これらについての異議申し立ては認められないことに同意の上で応募すること。

3 スケジュール

募集開始	令和8年2月17日（火）
質問書提出期限	令和8年2月20日（金）午後5時
質問に対する回答	令和8年2月25日（水）までに回答
参加申請書提出期限	令和8年3月2日（月）午後5時
提案書等提出期限、辞退届提出期限	令和8年3月6日（金）午後5時
提案説明（プレゼンテーション）・選定委員会	令和8年3月12日（木）（予定）
選定結果等の通知	令和8年3月16日（月）（予定）

4 参加資格要件

- 本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 参加申請書提出時、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていること、又は以下のア・イの要件をすべて満たす者であること。
- ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- イ 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 直近 5 年間に、政令指定都市または中核市との間で、デジタルドリル及びデジタルテストの教育系クラウドサービス提供等の業務についての契約実績が 5 自治体以上あり、かつ 1 年以上の十分な運用実績があること。
- (4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあっては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (7) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること

- (1) 提出書類 様式 1 「質問書」
- (2) 提出期限 令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 電子メールにより「12 問い合わせ及び書類提出先」に送信すること。なお、メールの件名は「デジタルドリル等導入業務プロポーザル質問書（会社名）」とすること。
- (4) 質問の回答 令和 8 年 2 月 25 日（水）までに、本実施要領を公開しているホームページ内に掲載する。

6 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 様式 2 「参加申請書」

様式3 「企業概要」

様式4 「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」

※ 新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類も提出すること。

(参加申込日の3か月以内に証明されたもの。写しの提出可)

① 登記事項証明書

② 直近の決算報告書

③ 税務署の納税証明書（納税証明書その3の3）

④ 新潟市に納税義務がある者は、新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする）

※持参の場合には、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合には提出期限必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便

による場合の事故は、本市はいかなる責任も負わない。

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書を提出した後に本プロポーザル参加を辞退する者は、次により辞退届を提出すること。

(1) 提出書類 様式5 「プロポーザル参加辞退届」

(2) 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする）

※持参の場合には、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合には提出期限必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便による場合の事故は、本市はいかなる責任も負わない。

8 提案書等の提出

参加申請書を提出した事業者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（A4版縦横不問、表紙のみ様式6を使用、他は様式自由） 正本1部、副本7部

イ 様式7 「類似業務実績」 1部

ウ 様式8 「提案見積書」（代表者印押印） 1部

(2) 提案書及び各種書類の作成方法及び留意事項

ア 提案書について

(ア) 別紙1「提案依頼事項」に基づいて、具体的に記載し、項目の順に提案を行うこと。

(イ) 企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（企業名、社章等）を一切記載しないこと。

(ウ) 提案書はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。

- (エ) 提案書は両面印刷30ページ以内（A4用紙15枚、表紙・目次は含まず）とすること。
(オ) 提出期限以降（プレゼンテーション審査当日を含む）は、提案書等の追加及び修正は認めない。また、提出された提案書等は一切返還しない。

イ 類似業務実績について

様式7「類似業務実績」に、直近5年間に、政令指定都市または中核市との間で締結した、デジタルドリル及びデジタルテストの教育系クラウドサービス提供等の契約実績を記載すること。

ウ 提案見積書について

様式8「提案見積書」に契約予定期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の見積額を記載すること。予算上限額を提案上限額とし、これを超える場合は失格とする。

(3) 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする）

※持参の場合には、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合には提出期限必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便による場合の事故は、本市はいかなる責任も負わない。

9 選定に関する事項

(1) 選定委員会

最優秀提案者の選定は、各提案者提出の提案書等とプレゼンテーション及び質疑に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) プrezentation審査

ア 提案書等の提出があった者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を個別に実施する。

なお、日時、場所等の詳細は各提案者に別途連絡する。

①実施日時 令和8年3月12日（木）を予定

②場 所 新潟市中央区古町通7番町1010番地 新潟市役所ふるまち庁舎

③時 間 25分（説明20分、質疑5分、準備・片付け時間を含まず）

※説明時間は20分厳守とし、20分を過ぎた場合は、説明途中であっても打ち切りとする。

④内 容 提案書等の内容について提案説明の後、選定委員からの質問に対し口頭で回答すること。

⑤そ の 他 プrezentationは、参加申請書の受付が早い順に行うものとする。

イ プrezentation審査は非公開とする。

ウ プrezentation審査の出席者は最大3名までとする。

エ プrezentationにおいては、拡大用紙、パネル、プロジェクタを利用して説明することも可能とする。この場合も、提案者が特定できるもの（企業名、社章等）を一切記載しないこと。なお、プロジェクタ、スクリーン、コンセントについては本市で用意する。その他の機材等を使用する場合は、すべて提案者が準備すること。

(3) 選考方法

選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえて、別紙2「評価基準」に基づき評価・採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。

なお、提案者が1者のみであった場合は、選定委員会による評価・採点を行い、本市が求める水準を満たすものであると判断した場合においては、その者を最優秀提案者とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

10 契約に関する事項

(1) 受注者の決定

- ア 選定委員会が選定した最優秀提案者と契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- イ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者の本プロポーザルにおける失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、契約締結交渉を行う。

(2) 仕様等の確定

本市は、最優秀提案者の選定をもって、その提案書等に記載されたすべての内容を承認するものではなく、必要な範囲内において提案書等の精査を行い、最優秀提案者との協議を経て、本契約の仕様を決めることができるものとする。

(3) 契約金額

原則として、様式8「提案見積書」に記載した見積額を超えないこととする。ただし、契約締結に向けた協議により提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りでない。

(4) 契約書

新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第31条の定めるところにより作成する。

(5) 契約の解除

契約締結後に受注者の本プロポーザルにおける失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、本市は契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、本市に対してその損失の補償を求めることがないものとする。

11 注意事項

(1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合、又はこの要領に定められた事項に違反した場合
- ウ 公募開始後、最優秀提案者決定までの間に、この要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して不当な接触を行った場合

エ 様式8「提案見積書」に記載された金額が、2で定める予算上限額を超える場合

(2) 提案書等について

ア 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加に要する一切の費用（旅費及通信費を含む）は、提案者の負担とする。

イ 提出された提案書等は返却しない。また、本市の組織内で複写・配布を行う場合がある。

(3) その他

ア 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 最優秀提案者の名称は公表できるものとする。

ウ 選定結果についての異議申立ては認めない。

1 2 問い合わせ及び書類提出先

新潟市教育委員会事務局学校支援課 庶務係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

TEL: 025-226-3257

E-mail: gakko@city.niigata.lg.jp

提案依頼事項

評価項目	提案書への記載内容
1 本業務に対する理解・実績	<p>(1) 本業務の目的理解</p> <p>本市が目指す「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」「学校・家庭・教育委員会をつなぐ学習基盤の構築」について理解した上で、本業務の目的をどのように捉えているかを示すこと。あわせて、デジタルドリル及びデジタルテストを日常の学習の中で一体的に活用する意義について、提案者の考え方を示すこと。</p> <p>(2) 類似業務の実績</p> <p>過去5年間において、政令指定都市または中核市との間で、デジタルドリル及びデジタルテストの教育系クラウドサービス提供等の業務についての契約実績が5自治体以上あり、かつ1年以上の十分な運用実績があることを示すこと。</p>
2 児童生徒の学びを支える仕組みに関する提案	<p>(1) 個別最適な学習の実現</p> <p>児童生徒一人一人の理解度や学習状況に応じて学習を進めることができる仕組みについて具体的に示すこと。あわせて、デジタルドリルによる学習とデジタルテストによる到達状況の把握とが、無理なく連続して行える工夫について示すこと。</p> <p>(2) 家庭学習との連続性</p> <p>学校における学習と家庭における学習とが連続した学習体験として成立するよう、どのような配慮や仕組みを設けているかを示すこと。あわせて、家庭学習におけるデジタルドリル及びデジタルテスト活用の考え方や留意点を示すこと。</p> <p>(3) デジタルドリル学習履歴及びデジタルテスト結果の活用</p> <p>デジタルドリル学習履歴及びデジタルテスト結果を、児童生徒自身の振り返りや次回の学習にどのように生かすことができるかについて、具体的に示すこと。</p>
3 教員の業務負担軽減及び授業改善に関する提案	<p>(1) 教員による一元的な把握</p> <p>教員が、デジタルドリルによる学習状況、家庭学習の状況及びデジタルテストの結果を分断することなく一元的に把握できる仕組みについて示すこと。また、授業改善や評価への活用方法についても示すこと。</p> <p>(2) 校内で標準化された運用</p> <p>特定の教員に依存することなく、校内で共通理解のもと運用できる仕組みや工夫について示すこと。異動等が生じた場合においても、継続的に活用が可能となる考え方を含めて記載すること。</p>
4 運用・支援体制に関する提案	<p>(1) 教育委員会による一括管理を前提とした運用</p> <p>教育委員会及びGIGAスクール運営支援センターが全校のアカウントを一括して管理する運用を前提とした場合の体制や仕組みについて示すこと。あわせて、在籍・転出入・異動等の情報を日次又は随時反映する運用をどのように実現するかを示すこと。</p> <p>(2) 教育委員会による可視化</p> <p>教育委員会が、学校別・学年別・教科別のデジタルドリル活用状況及びデジタルテストの実施状況を把握するために、どのような情報をどのように提供できるかを示すこと。</p> <p>(3) 支援体制及び問い合わせ対応</p> <p>教職員からの問い合わせ対応や活用支援について、体制・方法・考え方を示すこと。デジタルドリル及びデジタルテスト実施時を含めた学校現場の負担軽減にどのように寄与するかを明らかにすること。</p>
5 セキュリティ及び安定運用に関する提案	<p>(1) 個人情報及び学習データの取扱い</p> <p>児童生徒及び教職員の個人情報並びにデジタルドリル学習履歴及びデジタルテスト結果の取扱いについて、基本的な考え方と講じている対策を示すこと。</p> <p>(2) 動作環境及び安定利用</p> <p>学校及び家庭における利用を想定した動作環境や、安定的に利用するための考え方について示すこと。</p>
6 業務実施状況の分析と活用促進に関する提案	<p>業務実施状況の分析と活用促進に関する提案</p> <p>業務実施状況の分析と、活用促進に関する提案について、学校別及び本市全体の活用状況の整理方法並びに利用推移を踏まえた分析の方法を示すこと。</p>

評価基準

別紙2

評価項目	評価の主な視点	配点
1 本業務に対する理解・実績		
(1)本業務の目的理解	本市が目指す「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」「学校・家庭・教育委員会をつなぐ学習基盤」の趣旨を的確に理解し、仕様書を踏まえた一貫した考え方が示されているか。	10
(2)類似業務の実績	過去5年間における、政令指定都市または中核市との間での、デジタルドリル及びデジタルテストの教育系クラウドサービス提供等の業務についての契約実績及び運用実績が明記されているか。	10
2 児童生徒の学びを支える仕組みに関する提案		
(1)個別最適な学習の実現	児童生徒一人一人の理解度や学習状況に応じた学習が日常的に成立する具体的な仕組みが示されているか。あわせて、デジタルドリルとデジタルテストが無理なく連続する構造となっているか。	10
(2)家庭学習との連続性	学校と家庭における学習が分断されることなく継続できる設計となっているか。家庭学習におけるデジタルドリル及びデジタルテスト活用についても現実的な配慮が示されているか。	10
(3)デジタルドリル学習履歴及びデジタルテスト結果の活用	デジタルドリル学習履歴及びデジタルテスト結果を、児童生徒自身の振り返りや次の学習につなげる具体的な活用方法が示されているか。	5
3 教員の業務負担軽減及び授業改善に関する提案		
(1)教員による一元的な把握	教員がデジタルドリルの学習状況、家庭学習の状況及びデジタルテスト結果を一元的に把握でき、授業改善や評価に生かせる設計となっているか。	10
(2)校内で標準化された運用	特定の教員に依存しない運用が可能であり、異動等が生じても継続的に活用できる標準化された仕組みとなっているか。	5
4 運用・支援体制に関する提案		
(1)教育委員会による一括管理を前提とした運用	教育委員会及びGIGAスクール運営支援センターによる全校一括アカウント管理及び在籍・転出入・異動情報の日次又は随時反映を前提とした、現実的かつ安定した運用体制が示されているか。	5
(2)教育委員会による可視化	学校別・学年別・教科別のデジタルドリル活用状況やデジタルテスト実施状況を教育委員会が把握できる情報提供の内容が明確に示されているか。	5
(3)支援体制及び問い合わせ対応	教職員からの問い合わせ対応や、デジタルドリル及びデジタルテスト実施時を含めた支援体制について、具体的かつ実効性のあるものとして示されているか。	5
5 セキュリティ及び安定運用に関する提案		
(1)個人情報及び学習データの取扱い	個人情報、デジタルドリル学習履歴及びデジタルテスト結果の取扱いについて、法令遵守を前提とした適切なセキュリティ対策が講じられているか。	5
(2)動作環境及び安定利用	学校及び家庭での利用を想定し、特別な設定を必要とせず安定的に利用できる動作環境が確保されているか。	5
6 業務実施状況の分析と活用促進に関する提案		
業務実施状況の分析と活用促進に関する提案	学校別及び本市全体の活用状況の整理方法と、利用推移を踏まえた分析の内容が適切かつ具体的に示されているか。	5
7 価格点		
10点 × (全提案のうち最低となる様式8 提案見積書の金額／様式8 提案見積書の金額)	10	
合計点		100